



監事監査報告書

平成28年 5月11日

社会福祉法人
朝倉市社会福祉協議会
会長 吉田 繁幸 様

監事 三浦 航 
監事 徳永 光利 

私たち監事は、社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会 の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況および財産の状況について監査をいたしました。

この監査にあたって、私たち監事は、別記の関連する法令および通知等にしたがい、本会監事監査要領に定められた監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令および通知等にしたがい、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令および通知等にしたがい、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令および通知等にしたがい、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書は、関連する法令および通知等にしたがい、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 事業活動収支計算書は、関連する法令および通知等にしたがい、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (6) 理事の業務執行の状況は適正であると認めます。

以上

関連する法令および通知

1. 社会福祉法
2. 社会福祉法人定款準則：(障 890 号、社援 2618 号、老発 794 号、児発 908 号通知、別紙 2、最終改正平成 19 年 3 月 30 日)
3. 社会福祉法人審査基準：(障 890 号、社援 2618 号、老発 794 号、児発 908 号通知、別紙 1、最終改正平成 19 年 3 月 30 日)
4. 社会福祉法人審査要領：(障企 59 号、社援企 35 号、老計 52 号、児企 33 号通知、別紙、最終改正平成 19 年 3 月 30 日)
5. 社会福祉法人会計基準等：(社援 310 号通知・社援 6 号通知・社援 7 号通知・社援 731001 号)
6. 社会福祉法人指導監査要綱：(雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号 通知
平成 13 年 7 月 23 日全面改正通知、最終改正平成 19 年 3 月 30 日)